

平成 25 年（2013 年）5 月 1 日

## 改正犯罪収益移転防止法と事業者の対応

鈴木総合法律事務所  
弁護士 鈴木 仁 史

### 1 はじめに

平成 23 年 4 月に改正された犯罪収益移転防止法が平成 25 年 4 月 1 日から施行されたところであり、金融機関を始めとした事業者は対応に追われてきたところである。

マネー・ローンダリング対策（Anti Money Laundering、AML）は犯罪対策のみならず経済活動の健全な発展の観点からも重要である。今回の犯罪収益移転防止法改正は、FATF<sup>1</sup>の第 3 次対日相互審査を踏まえ、単なる本人確認（Customer Identification）にとどまらず、KYC（Know Your Customer）や CDD（Customer Due Diligence）の観点から顧客管理措置が強化され、事業者にとって影響が大きいところであり、今回は、犯罪収益移転防止法の改正をテーマとしてとりあげる。

### 2 犯罪収益移転防止法改正の経緯

#### （1）FATF 第 3 次対日相互審査

FATF においては、加盟国・地域に対し、FATF 勧告の履行（遵守）状況について相互に審査を行っており、日本については平成 20 年 10 月に第 3 次対日相互審査の結果が公表された。

具体的には、FATF 勧告のうち重要勧告とされている「顧客管理に関する勧告」（勧告 5）について、犯罪収益移転防止法において「特定事業者は、業務関係の目的および意図された性質に関する情報を入手する義務を明示的に負わない」、「顧客の所有および管理構造の把握、もしくは最終的に法人を所有または支配する者が誰であるかの判定の義務付けがない」、「リスクの高い分野の顧客、業務関係、取引が強化された顧客管理の対象となっていない」など多数の指摘を受け、4 段階評価のうち最低の「不履行」（NC : Non-Compliant）<sup>2</sup>との評価を受けていた<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> FATF（Financial Action Task Force : 金融活動作業部会）とは、マネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）対策における国際協調を推進するために平成元年のアルシュ・サミットの合意により設置された政府間会合であり、マネロン対策・テロ資金対策に関する国際基準（FATF 勧告）の策定および FATF 参加国・地域相互間における FATF 勧告の遵守状況の監視（相互審査）等を行っている。

<sup>2</sup> 評価は、「履行（C : Compliant）」、「概ね履行（LC : Largely Compliant）」、「一部履行（PC : Partially Compliant）」、「不履行」（NC : Non-Compliant）の 4 段階評価となっている。

<sup>3</sup> G 7 諸国の中で最低評価であったばかりでなく、FATF の相互審査を初めて受けた中国などよりも低評価であったことから、会合が開催された地名にちなんで「リオの屈辱」と呼ぶ日本の当局関係者もいた。

## (2) 警察庁における法改正

改善の状況は、FATF が毎年開催する全体会合において定期的に報告されることとなっており、顧客管理に関する FATF の指摘を契機とし、この対応策を検討するために、平成 22 年 1 月に警察庁に「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」（座長：安富潔慶應義塾大学大学院法務研究科教授）が設置され、FATF の第 3 次相互審査における指摘事項への対応という国際的取組の観点のほか、顧客管理に関して取引実務への影響や事業者・顧客への負担といった日本固有の観点も踏まえて検討がなされ、平成 22 年 7 月に報告書が取りまとめられた<sup>4</sup>。

その後、警察庁において、上記報告書を踏まえて犯罪収益移転防止法の改正作業が進められ、平成 23 年 4 月 27 日、国会において「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 31 号）が成立し、翌 4 月 28 日に公布された。

改正犯罪収益移転防止法は平成 23 年 5 月 28 日に一部が施行され、預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則等が強化されているが、公布の日から 2 年以内の政令で定める日として平成 25 年 4 月 1 日に施行された（ただし、入管法等関係は平成 24 年 7 月 9 日に施行）。

## (3) 政省令、留意事項（ガイドライン）

改正犯罪収益移転防止法においては、多くを下位法令に委任しているところ、平成 23 年 12 月に改正犯罪収益移転防止法の関連政令案・省令案のパブリックコメント案が公表され、平成 24 年 3 月に改正犯罪収益移転防止法の政省令である犯収法施行令、犯収法施行規則が公布された。

また、犯罪収益移転防止法の改正点について、平成 24 年 3 月に警察庁と共管各省庁が『「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集結果について』を公表し、詳細な点についての考え方を示している。

## 3 改正犯罪収益移転防止法の概要

### (1) 取引時に確認すべき顧客管理事項の追加

改正前の犯罪収益移転防止法においては、「本人特定事項」（自然人については住所・氏名・生年月日、法人については名称および本店または主たる事務所の所在地）のみについて、公的書類等による確認が義務付けられていた。

これは、事業者が顧客等の特定情報を取得・記録することによって、事後的な資金トレースを可能とし、疑わしい取引の届出等に役立てるためのものである。事業者の

<sup>4</sup> <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

中には従前より、本人特定事項のほか、顧客から任意にヒアリングした事項や従前の取引経過を総合判断して疑わしい取引の届出を行ってきたところが多いが、事業者によってレベルの差があり、疑わしい取引の届出を行うべきケースであるにもかかわらず見落としてしまうケースがあった。

また、前記の FATF の第 3 次対日相互審査報告書において、顧客管理事項<sup>5</sup>の入手・確認等が義務とされていないことが指摘の対象となっていたほか、金融業界に関していうと、日本の金融機関が態勢整備の際に準拠している金融庁監督指針や金融検査マニュアルは、法的拘束力がなく、顧客管理措置について法令（犯罪収益移転防止法）に規定がないとの指摘を受けていた。

そこで、改正犯罪収益移転防止法においては、本人特定事項といった顧客の同一性（特定）のみの確認でなく、下記①ないし③の取引時確認を必要とすることによって、顧客管理が大幅に強化されており（改正犯罪収益移転防止法 4 条 1 項）<sup>6</sup>、顧客等の取引態様が上記属性情報に照らし不自然でないか検討し、これも考慮材料として疑わしい取引の届出の判断に資するようにしている。なお、その他、自然人の代理人および法人や国等の取引担当者については、取引担当者が顧客のために特定取引の任に当たっていると認められる事由を確認することが義務付けられる。

#### ① 取引目的

国・地方公共団体・上場会社等を除き、取引目的の確認が義務付けられている。

顧客管理事項の確認は、事業分野や取引の性質によって、疑わしい取引の届出を行うか否かの判断のために求められる確認のレベルは異なることから、各事業分野の実情に応じ、ガイドラインが公表される予定であることが示されていた。たとえば金融業界については、平成 24 年 10 月 25 日に金融庁総務企画局・企画課調査室より、特定事業者（改正犯罪収益移転防止法 2 条 2 項 1 号～36 号）のうち金融庁が所管する事業者（金融機関等）が同法 4 条の確認義務や同法 8 条の疑わしい取引の届出義務を履行するにあたっての留意事項として、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（以下「金融庁ガイドライン」という。）が公表された<sup>7</sup>。

取引目的の確認は、顧客等から申告を受ける方法によるが、事業者が作成した類型のチェックリストのチェック等によることが有用である。

#### ② 職業（自然人）、事業内容（法人）

<sup>5</sup> FATF の第 3 次対日相互審査報告書において具体的に指摘されたのは、取引目的、真の受益者、法人の代理人の代理権に関する情報、法人の法的形態、役員、定款に関する情報、その他顧客に関する情報（国籍、職業、資産、取引原資等）、PEPs（外国における重要な公的地位を有する者）か否かに関する情報などである。

<sup>6</sup> ただし、FATF の第 3 次対日相互審査報告書の指摘する顧客管理情報のうち、PEPs に関する情報など改正に盛り込まれていないものもある。

<sup>7</sup> <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/hansyuhou.pdf>

特定事業者が顧客等との間で特定取引を行うに際して、顧客等が自然人の場合に職業、顧客等が法人や人格なき社団・財団の場合に事業内容（国・地方公共団体・上場会社等を除く）の確認が義務付けられている（改正犯罪収益移転防止法4条1項3号）。

職業や事業内容の類型についても、各事業分野の実情を踏まえたガイドライン発出が求められていたところ、たとえば金融業界については、金融庁ガイドラインにおいて類型があげられている。

確認方法に関しては、顧客が自然人または人格のない社団・財団である場合には申告を受ける方法により確認を行う。また、顧客が国内法人である場合には登記事項証明書、定款等により、外国法人である場合には、国内法人と同様の方法に加え、「日本国が承認した外国政府が発行している書類等で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」を確認する方法も含まれる。

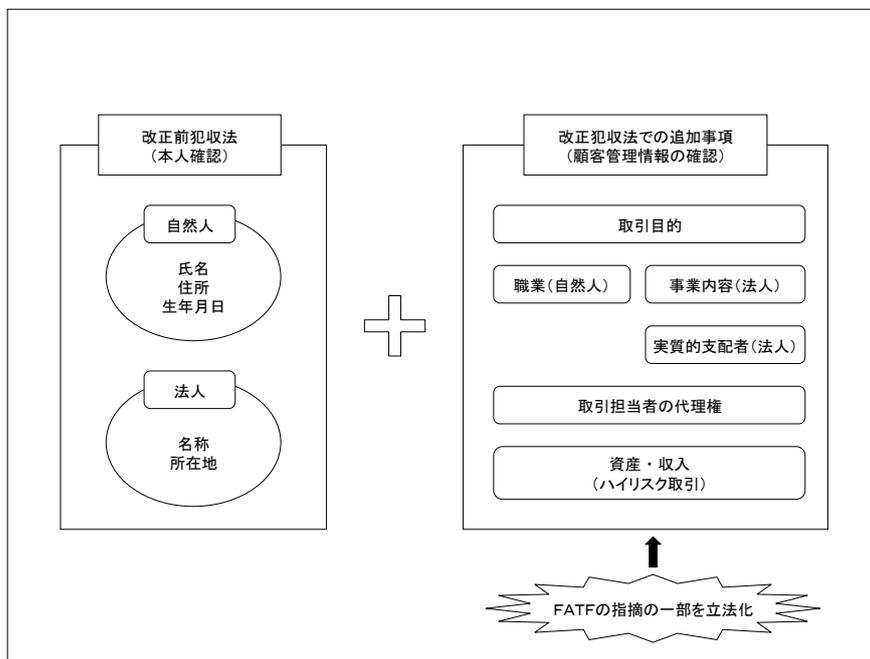
### ③ 実質的支配者

（上場会社を除く）法人について実質的支配者の有無および本人特定事項についても確認が義務付けられている。

マネロンを行おうとする者は、実質的に支配する法人の取引を仮装するケースがあるため、取引相手である法人における実質的支配者の有無や本人特定事項を確認することは、基本的な顧客管理措置といえるためである。

法人の「実質的支配者」とは、①資本多数決の原則を採用する法人（株式会社、投資法人等）については、4分の1を超える議決権を有する者（ただし、他に2分の1を超える議決権を有する者がいる場合を除く）、②それ以外の法人（一般社団・財団法人、学校法人、医療法人等）については当該法人を代表する権限を有する者を指す。

図表 顧客管理措置の確認に関する改正事項<sup>8</sup>



(2) ハイリスク取引時の措置

取引の相手方が①顧客等になりすましている疑いがある場合、②契約時確認事項を偽っている疑いがある場合、③イラン・北朝鮮に居住・所在する者との間の取引という3つのハイリスクの種類の取引に際して、通常よりも厳格な確認方法を必要とし、前記の本人特定事項および顧客管理事項の（再）確認が必要となる。従来は特定取引時のみに本人確認が必要とされていたが、FATF 勧告で求められているリスクベース・アプローチの考え方を背景に、取引時確認が必要な時点を拡充したものである。

また、上記①ないし③の取引であって、かつ取引価額が一定額（200万円）を超える財産の移転を伴う場合は、疑わしい取引の届出に必要な限度で、資産・収入の確認義務付けがなされることとなった（改正犯罪収益移転防止法4条2項）。

(3) 確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置（継続的顧客管理）

疑わしい取引の届出等を的確に行うため、確認事項に関する情報を最新の内容に保つための措置の努力義務が課されている（改正犯罪収益移転防止法10条）。

特定事業者が取引の開始時に把握することのできない取引の異常性などを発見し、

<sup>8</sup> 「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」第1回資料12-2を参考に作成。

的確な判断を行うには、継続的な顧客管理を行い、顧客等の最新の本人特定事項を把握する必要があり、確認した事項に関する情報を最新の内容に保つなど、事業者の内部における態勢整備がより重要となっている。

そこで、取引時に確認した顧客情報のアップデートが求められ、例えば、取引時確認において確認済みの事項に変更があった場合、顧客等が特定事業者にこれを届け出る旨を約款に盛り込む措置などが考えられる。

#### (4) 内部管理体制の構築

疑わしい取引の届出等を的確に行うため、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制整備についての努力義務が課されている（改正犯罪収益移転防止法 10 条）<sup>9</sup>。

既に AML コンプライアンス・プログラムを整備している事業者においては、新たに整備すべき事項は特段ないと思われるが、具体的内容として、①従業員に対する教育訓練、②疑わしい取引の届出の該当性を一元的に集約・判断する専門部署の設置および権限の明確化、③犯罪収益移転防止法の遵守態勢を監査する機能の強化、④疑わしい取引の届出等に関する内部手続や具体的実務フローを定めた規則の策定、⑤マネロンに関する情報検索システムの導入などが考えられる<sup>10</sup>。

#### (5) 特定事業者の追加

電話転送サービス事業者が振り込め詐欺等の犯罪に多く利用されているという実態があるため、当該事業者が特定事業者に追加された（改正犯罪収益移転防止法 2 条 41 号）。

これは、電話転送サービスの利用が、真実と異なる事業の信用や業務規模を偽装することが可能となり、これを利用した振り込め詐欺等の犯罪が行われた場合、本人確認やその記録の保存が義務付けられておらず、捜査機関による追跡が困難であり、マネロンに悪用される可能性が高いためである。なお、NTT 等の通信事業者は、電話転送サービス事業者には該当しない。

#### (6) 預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則強化

振り込め詐欺においては、振込先の口座として犯人が他人から不正に譲り受けた口座を利用することが多く、これに関する犯罪収益移転防止法違反の検挙件数も増加しており、譲り受ける側に暴力団員等が占める割合が高いという事実がある。この預貯

---

<sup>9</sup> 金融機関については、さらにコルレス先のマネロン防止体制の確認態勢の整備も必要となる。

<sup>10</sup> 金融機関に関しては、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ・3-1-3-1-2（中小地域金融機関向けの総合的な監督指針も同一の記載あり）が示す着眼点も参考となる。

金通帳等の不正譲渡等に関する罰則は、業態犯を除き 50 万円以下の罰金とされており、より強い抑止力が必要とされていた。

そこで、預貯金通帳等の不正譲渡等の行為について、罰則を 50 万円以下の罰金から 1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金またはこれらの併科に、業態犯の場合の罰則を 2 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金から 3 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金またはこれらの併科にそれぞれ引き上げられている（改正犯罪収益移転防止法 27 条）。

#### 4 本人確認方法に関する経過措置

犯罪収益移転防止法附則では、本人確認方法に関する経過措置が規定されている（附則 2 条）。すなわち、特定事業者が、改正法の施行日前に現行法に基づき本人確認を行い、その記録を作成・保存している顧客等との間で改正法の施行後に取引を行う際、①本人特定事項以外の顧客管理事項を確認すれば足りる類型、②関連取引について、そもそも本人確認が不要となる類型が定められており、注意が必要である。

#### 5 終わりに

改正犯罪収益移転防止法は施行されたが、2013 年から、2012 年 2 月に改訂された FATF 新勧告に基づいた第 4 次相互審査が開始される予定であり、今後、犯罪収益移転防止法がさらなる改正を求められる可能性もある。

事業者としては、FATF 等グローバルな動向についてもアンテナをめぐらせ、AML 態勢を構築していく必要がある。

以上

弁護士 鈴木仁史

#### 【略歴】

平成 3 年 開成高校卒業  
平成 7 年 司法試験合格  
平成 8 年 東京大学法学部卒業  
平成 10 年 弁護士登録（50 期 第一東京弁護士会）  
平成 13 年 鈴木総合法律事務所開設  
平成 16 年 財団法人暴力団追放運動推進都民センター 相談員  
平成 17 年 株式会社日本共同システム取締役  
平成 18 年 東京法務局 筆界調査委員

平成19年 内閣府「消費者教育の総合的推進に関する調査研究会」委員  
平成19年 財団法人暴力団追放運動推進都民センター 不当要求防止責任者講習委嘱講師  
平成20年 国土交通省「地籍整備の新たな手法に関する勉強会」委員  
平成20年 日弁連民事介入暴力対策委員会事務局次長  
平成20年 特定非営利活動法人人財創造フォーラム 理事  
平成25年 第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長

#### 【主な取扱業務】

金融法務（規制・行政対応）、反社会的勢力対応・マネロン、会社法務（人事労務等）、危機管理対応、倒産・事業再生、訴訟対応

#### 【主な著書】

「金融機関 反社排除への道」（金融法務事情に毎月25日号に連載中）  
「改正犯収法と金融犯罪対策」（金融財政事情研究会、共著）  
「雇用契約に関する反社会的勢力排除の理論的検討と実務上の留意点」（NBL、共著）  
「知らないでは済まされない会社役員の法律Q&A」（日本法令）  
「雇用関係 契約・書式集」（日本法令）  
「筆界特定完全実務ハンドブック」（日本法令）  
「保険業界の暴排条項対応」（金融財政事情研究会、共著）

#### 【事務所】

〒102-0083  
東京都千代田区麹町3丁目3番8号 丸増麹町ビル2階  
鈴木総合法律事務所  
TEL03-3221-6981 FAX03-3221-6982  
info@suzukisogo.com  
<http://suzukisogo.com/>

掲載日：2013年5月22日